

議案第62号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の
種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別
割の特例に関する条例（昭和47年読谷村条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第446条第1項」を「第463条の18第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年12月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實